

緊急通報システム事業「ホットラインきずな」のご案内

自宅で病状の急変など緊急を要する時、ボタン 1 つで相談センターにつながり、必要に応じて救急車やご近所の協力員などが自宅に駆けつけます。

また、相談ボタンを押すと 24 時間いつでも看護師等が健康相談に応じます。

●利用対象者

常時注意が必要な疾病などがある下記にあてはまる高齢者または障害者

<高齢者の方>

- ①65 歳以上のひとり暮らしの方
- ②65 歳以上のみの世帯の方
- ③昼間・夜間独居の 65 歳以上の方

※昼間・夜間独居とは…同居家族の就労等のやむを得ない事情で、独居となる期間が週4日以上1日あたり8時間程度で一定期間継続の方。

<障害者の方>

- ④ひとり暮らしの重度の身体障害者（1・2 級の身体障害者手帳をお持ちの方）
- ⑤重度の身体障害者（同上）のみの世帯の方
- ⑥昼間・夜間独居の重度の身体障害者の方

●設置の条件

<自宅の合鍵について>

ご利用には、自宅の合鍵を預かっていただけるお近くにお住まいの協力員(1～2 人)の登録が必要です。

※緊急通報時、必要に応じて相談センターから「協力員」の方に連絡します。協力員は合鍵を持って利用者宅へ駆けつけ、ご本人の状態確認を行っていただきます。やむを得ず協力員が見つからない場合は、市の委託業者の鍵預かりもしくはキーボックス情報の提供でも可能です。

<電話回線について>

緊急通報装置の設置には、固定電話と電話回線が必要です。また、電話回線の契約が N T T アナログ回線以外の場合、停電時などに緊急通報されない可能性があるため、あらかじめそのことについてご承諾いただく必要があります。（一部ご利用いただけない回線がありますので、ご了承ください。）

<利用料金>

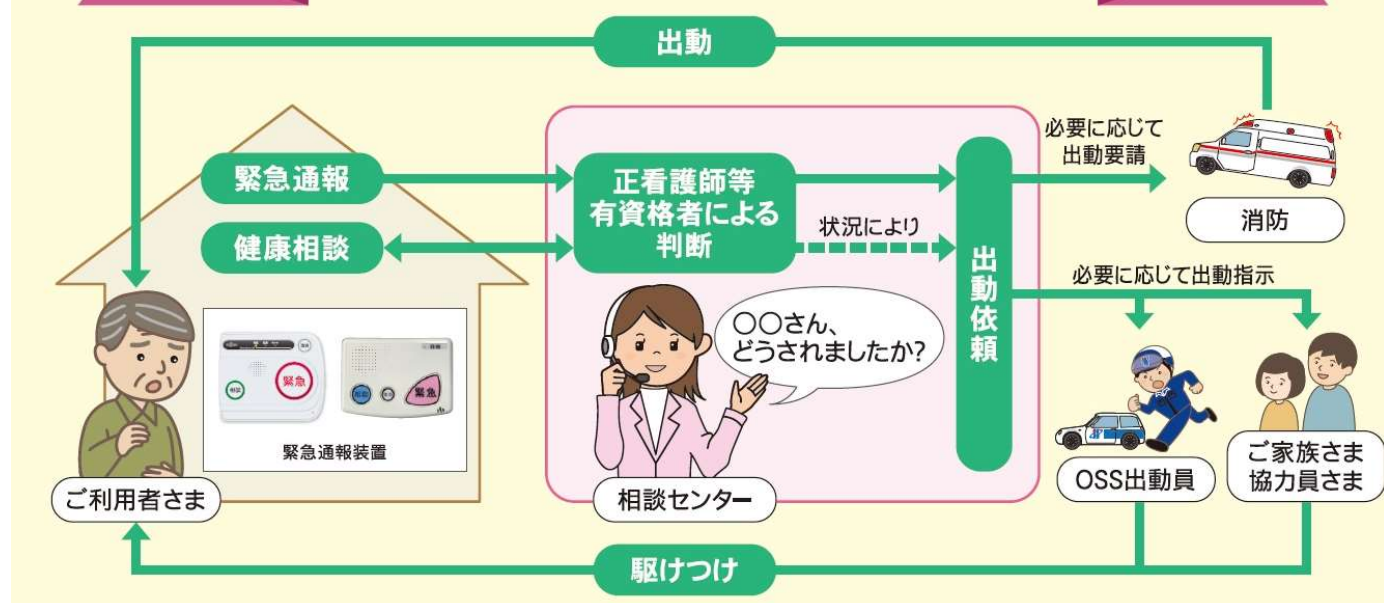
機器レンタル料・鍵預託料・委託業者駆けつけ料：無料

保守通信料：1 通話/30 日（約 10～20 円）※ご加入の電話会社によって異なります。

*保守通信料とは…装置が正常に作動しているか定期的に自動通報を行う際、発生する通話料。

相談ボタンの利用については、通信料が電話料金として発生します。

緊急通報システムの流れ



健康相談サービス

相談ボタンを押すと相談センターの看護師等につながり、健康に関する相談などが、24時間いつでも気軽に利用できます。



緊急通報サービス

急病など緊急を要する時に緊急通報装置の緊急ボタンを押すと相談センターにつながり、必要に応じて救急車やご近所の協力員が利用者の自宅へ駆けつけます。



ペンダント

緊急ボタンと同じく急病など緊急を要する時にペンダントの発信ボタンを押すと相談センターにつながります。(自宅の中でのみの利用になります。)



《お問い合わせ》

高齢者の方：豊中市 福祉部 長寿安心課

障害者の方：豊中市 福祉部 障害福祉課

☎06-6858-2856

☎06-6858-2746